

## 令和7年度第1回沖縄県環境影響評価審査会 議事概要

【日時】 令和7年5月22日（木）13：30～14：30

【場所】 沖縄県教職員共済会館 八汐荘 中会議室（那覇市松尾1-6-1）

### 【出席者】

- ・ 沖縄県環境影響評価審査会委員  
（会場） 棚原会長  
（オンライン） 傳田副会長、尾方委員、高原委員、佐々木委員、立原委員、齊藤委員、寺田委員、日高委員
- ・ 事務局（沖縄県環境政策課） 吉田副参事、笠原班長、吉田主任技師、上江洲主任技師、崎間主任技師、原田主任技師

### 【議題】

- ・ 恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書について（答申案の審議）

事務局より、事業概要及び事後調査報告書に係る審査概要について説明を行った後、質疑応答を行った。

### 【質疑・応答】

#### 〔A 委員〕

1点目は、審査概要の10ページの写真を見ると、今の説明で大体理解ができたが、濁水が工事現場からどんどん流れ出てしまうような印象を受ける。

沈殿池は仮設で作ったということで、濁水が道路側溝までには至っていないという事務局の説明であったと思う。

この事後調査報告書では、工事区域の外から濁水が流入するということはよく強調して書かれているが、工事区域の中から濁水が出ていないということを、あまりきちんと書いていないように思うため、要望としてはそこをきちんと書いて欲しい。

「第1工区では小堤工を作って外部に流出しないようにしている」ということは審査概要には書いてあるが、報告書ではそこを見つけることができなかった。

11個の浸透処理施設を設置しているとのことだが、そこに行く水路がなかったためポンプアップして、隣地の沈殿池に入れなくてはいけないという状態であったのかと思う。

そういう状態で、本当に工事区域外への流出がなかったのかという点は心配なので、そのところを報告書でも明記していただけるといいなと思う。

2点目は、第1工区以外は今回事後調査の対象とはなっていないが、そこから濁水が水路に流出する可能性はないのか。

第1工区以外の場所はどのような状態になっているのかが疑問に思った。

その2点教えていただきたい。

[事務局]

おっしゃるとおり「濁水が事業実施区域外に流出していない」ということを前提として作られているような報告書となっている。

一方で、赤土流出防止対策として沈殿池が設置されており、評価書において放流水は25mg/L以下で放流するとしている。

放流する場合には記録を残すこととなっているが、放流がなかった場合の記録については義務付けがないため、事業者の言い分を信じるしかないという部分はある。御意見の報告書への丁寧な記載は留意事項として、事業者の方に伝えたいと考えている。

2点目の1工区以外の状況であるが、現状は雑草が繁茂していて、赤土が流出するような状況にはなっていないと考えているが、持ち帰って確認させていただく。

[B 委員]

審査概要の13ページに、表の7.4.1-1という、移植の実施状況をまとめた表があるが、この中のイソノギクのことをまず確認させていただきたい。

移植した個体数がまず1年目に4個体、3年目に14個体、合計18個体であるが、保管個体の数と合わない。

当初16個体保管していて、移植個体数がそれより多いというのはどういうことか、新たに種子から発芽した個体を移植しているということなのか。

[事務局]

御指摘の点確認が不十分で即答できないため後日確認して回答させていただきたい。

[B 委員]

数字の細かいところは実はあまり重要ではないが、やはり絶滅危惧IA類の種であるため、扱いをもう少し慎重になって欲しいということがまず希望である。

例えば「移植をして失敗したので調査を終わります。」では駄目だと思う。

「今後、移植をする場合には」ということが答申案にも書かれていたと思うが、そもそも今回18個体も移植しながらなぜそれが定着しなかったのかということについて、まずきちんと説明があって然るべきかと思う、でないともた同じことを県が要望して繰り返すだけになってしまう。

その点が非常に疑問に感じている。

どこかに今回枯死した理由の説明はされていたか。

[事務局]

報告書でいうと、6.4.1-16ページに記載があるが、移植地1については踏みつけによって、枯死してしまった可能性が考えられると。

移植地2についても、今年度新たに何かあったということではないが、前年度の報告書で14個体の生育状況を不明としていたところを、今年度も確認ができなかったので評価を不明から枯死にしたということで全個体が枯死したとなっている。

14個体の枯死要因は移植後の乾燥等のストレスとか、潮害等による地上部の喪失と記載されているところである。

評価書に対する知事意見において、絶滅危惧 IA 類なのできちんとやってくださいと言っているなか、結局は移植失敗したので、調査を終了しますというような形になっているので、その辺について、答申案でも述べているところではあるが、記載ぶりを検討させていただきたい。

[B 委員]

今の話を聞いてもやはり考え方が少し甘過ぎると思う。

レッドデータブックは皆さん苦勞されて作っていると思う。

確かに公的な規制はないのかもしれないが、では何のために指定しているんだという話になる。

リストアップしている種について、こういう扱いがなされるのであれば、ほとんどそのレッドデータブック自体に意味がないということになってしまうため、やはりきちんとした説明、対策について検討していただかないといけない。

[事務局]

過年度においても保安林を伐採してしまったとか、そういった姿勢の部分についても重々伝えているところではあるが、改めて、本事後調査報告書に対する答申や環境保全措置要求についても指摘させていただきたいと思う。

[B 委員]

例えば、踏みつけによって1年目の4個体が枯死したというのもちょっと信じられない。

定着するまで周辺を囲って養生するとか、当然それぐらいの慎重さは必要だと思う、かなり憤りを感じている。

[事務局]

おっしゃるとおりだと思う。

[C 委員]

移植の件で、今まで本審査会でいろいろな移植を見てきたが、上手くいった例はほとんどない。

何度も言っていると思うが、上手くいった例がほとんどないのに、同じ手法をずっとやり続けるということの意味がよく分からない。

例えば、植物は移植後に追えるが、水生生物など、移動した後上手くいっているのかいないのかも何もわからないまま同じことをずっと続けてきている。

何かそろそろ、「環境を壊してしまってそこにあるものを移植すればいい」という考え方そのものを変えないと、ずっと繰り返してしまうと思う。

確かに事業者の方の問題もあると思うが、県においてもそろそろ考えていかなければいけないと思っている。

[事務局]

御指摘のとおりだと思っているところ。

本年度、移植の方法や種ごとの生存率・成功率等を取りまとめて、例えばどういう種の、どういう移植方法だったら上手くいくのか、こういう方法が失敗したのか等、そういったものの委託業務を検討している。

公表の予定はないが、審査側において、例えば、示された移植方法とか種であるとおそらく成功しないのではないかと、まずは回避を前提に考えてくださいねとかそういう知見の収集を目的として、委託業務を発注したいと考えている。

[B 委員]

C先生が御指摘されたようなことは前からこの審査会でもたびたび取り上げられていて、過去の知見をうまく将来に活かしてはどうかという発言も昨年度確かあったと思う。おそらくそれを実行されていて、非常に良いことだと思うが、もう1点、植物に関して言うと、これまで見てきた範囲で、移植前の養生管理を委託業者が個別にやっている。例えば自社の屋上とか、そういう植物にとってはかなり厳しい環境、スペースもないような場所で、移植する前の栽培をしているような状況を大分見てきた。その件で、例えば、美ら島財団はバックヤードに非常に立派な温室とかを持っており、希少種の域外保全のようなこともやっているの、例えばそういうところと連携をする、数とか、量の問題があっても可能かは分からないが、移植に関してはもう少しシステムティックに対応できるようなシステムも取るほうがいいのではないかなと個人的には思っている。実現できるかどうかは別として。

[事務局]

この場で即答はできない部分もあるが、そういったことも活用できることが理想であるとは考えるため、今後の検討事項とさせていただきたい。

[D 委員]

移植する場合に、その方法については事前に専門家に相談するということはしないのか。

[事務局]

事業者が個別に相談している場合もあるが、必須ではないので、もししていなかったら、専門家等の助言を得ながらやってくださいねという形になる。

例えば事業者において、知見がありますとか、そういうふうな形で必ずしも全部やられているかというところではないこともある。

[E 委員]

お二人の委員の先生方の意見と全く同じであるが、動物についても結局同じようなことが行われていて、例えば先ほどオカヤドカリは移動して、その後追跡調査をするというのが出ていたが、マーキングしていないオカヤドカリ、移動性の高いものの追跡調査はほとんど不可能だと思う。それで何を評価するのか、全く評価ができないと思う。

そのため、もう少しこの移植とか移動に関して、細かなルールや方法について、県としても議論をして、きちっとした対応をしていただけるような指針を作る必要があるのではないかなというふうに思っている。

もう1点は、先ほど、夜間の照明の話が出ていたが、どのような照明を使うか、動物によ

ってもその辺変わるが、できる限り照明は落としていただいて、不要な照明はなくしていただいて、周りの動物への影響を低減していただくということも大事である。

くわえて、かなりオープンなこれ場所であるので、バードストライクに関して、対応していただく必要があると思うので、その辺りについても少し記述をしておいたほうがいいかなというふうに思う。

最後に、進入防止柵の話があったが、現場でも少し話したように、擁壁がある部分に、海側に進入防止柵を作ると、逆にその間に生き物が止まってしまって死んでしまう可能性があるの、そのあたり、進入防止柵の設置場所はきちんと検討した上で設置をするようにしていただければと思う。

[事務局]

バードストライクの部分は海鳥に対するものであるか。

[E 委員]

この辺り山も近いので結構森林性の鳥なども飛んでいると思うので、両方を考えた対応が必要かなというふうに思う。

[事務局]

承知した。

もう1点、外来生物の部分について、現状ツルヒヨドリが確認されていて今後植栽等に伴い、ヤエヤママドボタルやタイワンスジオ等の侵入も考えられる中で、基本的に目視でのモニタリングになってくるかと思うが、何か提案できるような、外来生物の防除という視点で知見等があるか。

[E 委員]

今県の調査では探索犬を使った発見などもされているので、探索犬の導入なども同時に考える必要があるかなというふうに思う。

これはヤエヤママドボタルもそうですし、例えばタイワンスジオなどの蛇類についてもある程度有効かなというふうにも思う、そのあたり新たに導入が可能であればしていただいてもよいかなというふうに思う。

[B 委員]

E先生がおっしゃった話で、確か現地視察のときにタイワンスジオのことでコメントがあって、対応された方が今のところ出ていないという説明があったかと思うが、解散前に個人的に現場の方がコンタクト取ってこられて、「タイワンスジオいっぱいいるんですよ。」という話を現場で聞いて県の方にお伝えしたかと思う。

彼の話だと相当出てるんですけどっていう話だったが、答申案には何も触れられていないと思う、コメントは必要ないのか。

[E 委員]

タイワンスジオはかなり駆除が大変な蛇の1つではあるので、特に恩納村は基地を抱えていますから、こういうあたりが発生元になって拡散していくと非常に大きな問題になると思うので、早急に対策が必要だと思う。

[事務局]

その辺りも含めて答申案に盛り込みたいと思う。

語句の話で恐縮ではあるが、区域外からの侵入防止と区域内で確認されたものを適切に駆除するということは防除という表記でよろしいのかということを確認させていただきたい。

[E 委員]

用語に関しては自然保護課の外来生物の委員会でどういう使われ方をしているのかということで、県の方で統一した使われ方というのを決められた方がいいのかなと思う。

我々も一般的には防除という言葉を使って予防と駆除を同じような形で使うことの方が多いのが実情だと思うが、用語の定義は重要なので県側で議論したほうがいいと思う。

[事務局]

承知した表記については調整させていただく。

[F 委員]

先ほどバードストライクの話があったが、この場所は海に面していて、少し半島状に海に突き出している部分がある。

バードストライクは海鳥或いは渡り鳥も含めて入ってくる可能性が高いように思う。大学院大学の事例のように、森林性の鳥がよく窓ガラスにぶつかるという事例もあり、ここもそういう鳥類が利用し易い、或いは渡り鳥が動きやすい場所になっているので、そういう対策をきちんと取れるような指導したほうがよろしいかなという感じを受ける。

周辺の森林性の鳥だけではなく、移動してくる渡り鳥も含めて、特にアジサシ類は沖合を飛ぶのでそんなに大きな問題にはならないと思うけれども、やはり移動性の高い渡り鳥も含めて、対策が必要なのかなという感じを受ける。その辺も対応できるのであれば書いてもよろしいのかなと思う。

[事務局]

E先生、F先生からいただいた意見も踏まえバードストライクに係る記載について検討させていただく。

[G 委員]

先ほど植物に関して、これまでの蓄積された移植に関するデータをまとめる予定があるということであった。

それをまとめたデータは基本的には公表しないということであったが、配慮書の段階で初めて事業者には知られることになって、事業者はそれをもとに例えば、移植しないのであれ

ば、計画を変更するというのもう一度検討することになるのか。

[事務局]

現時点で未定ではあるが、事業者には公開せず、県側のみの内部資料として利用するような位置づけを考えている。

この種については移植成功率が高い低いというような形で公表してしまうと、語弊があるかもしれないが、都合が良いように解釈して、評価に使われてしまうという可能性がある。そのためあくまで現時点では、県内部での審査に資するような資料として使用することを目的として取りまとめるということを想定している。

[G 委員]

せっかく蓄積したデータなので、もう少しうまく伝える形、例えば事業者が最初から移植しないようなことを検討、影響を回避するような事業計画を立てられるような状況を作れるようにする必要があるように思う。

そうしないと、結局同じことが繰り返されてしまうのではないかと、せっかくなので、これまでのデータが生かされるような仕組みを県の方で考えていただくというのがいいのかなと思う。

貴重な動植物が消失していて、それらのデータがこれまであまりまとめられていないという先生方の発言を聞いて思うところがあってお話しした。

[事務局]

せっかく取りまとめるのであれば事業者側においても適切に使っていただきたいというところはもちろん前提にあるため、公表の仕方、繰り返しになるが公表できるものかということも踏まえ検討させていただく。

[G 委員]

深刻ですから、なにか有効利用できるような方法を考えてもらいたいと思う。

[B 委員]

夜間照明について、植物はもうそもそもの評価がされていないではあるが、おそらく影響はほとんど考慮しなくていいとは思っているけれども、夜間照明が植物に全く影響がないということでは決してないので、その点は今後のために一言だけコメントしておきたい。

過去には、例えばパチンコ屋の夜間照明のせいで稲の収穫量が落ちたとか、そういう事例はあって、夜間照明が植物にすごい影響を与えるケースがあるので、もちろん波長とかも関係するのだと思うが、場合によっては植物が光の影響、夜間照明の影響は受けるということとは県の方にぜひ知っておいて欲しい。今回はどうこうということではないが。

[事務局]

念頭に置きまして今後の他の案件においても審査していきたいと思う。